

## 株式会社三菱東京UFJ銀行からのご説明事項

- 「ベストツインズ(のび太とふえ太)」にご契約いただくか否かが、株式会社三菱東京UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 「ベストツインズ(のび太とふえ太)」は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。このため預金とは異なり、元本保証\*はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。  
\*ただし、年金支払開始日以後における既払年金累計金額と被保険者がお亡くなりになった場合の死亡一時金額の合計金額、および、積立期間(運用期間)中における死亡給付金額は、アクサ生命保険株式会社により最低保証されます。
- 株式会社三菱東京UFJ銀行は、「ベストツインズ(のび太とふえ太)」の引受保険会社であるアクサ生命保険株式会社の支払能力を保証するものではありません。

## 生命保険契約者保護機構

アクサ生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しております。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した年金額、給付金額、払いもどし金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、年金額、給付金額、払いもどし金額等が削減されることがあります。

詳細については、生命保険契約者保護機構(TEL 03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>)までお問い合わせください。

**ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。**

「重要事項説明書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について、「特別勘定のしおり」は、特別勘定資産の運用等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- ◆保険契約お申込みの撤回(クーリング・オフ)について ◆特別勘定と資産運用について ◆職業等の告知義務について
- ◆保険会社の責任開始期について ◆死亡給付金等をお支払いできない場合等について ◆ご契約内容の変更について
- ◆解約と払いもどし金について ◆配当金について ◆諸費用について

**くわしくは、変額保険の販売資格を持った株式会社三菱東京UFJ銀行の担当者(生命保険募集人)に、ご相談ください。**

## ●この保険の販売資格について

この保険の販売は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に氏名が登録された者のみが行なえます。株式会社三菱東京UFJ銀行の担当者(生命保険募集人)の販売資格等に関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命のカスタマーサービスセンター(TEL 0120-153-193 平日9:00~17:00(土・日・祝日および12/31~1/3を除く))までご連絡ください。

## ●生命保険募集人について

株式会社三菱東京UFJ銀行の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行なう方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに、有効に成立します。

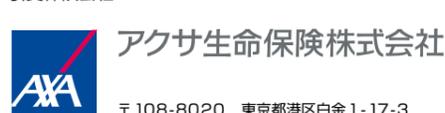
(お問合せ、ご照会)  
募集代理店



三菱東京UFJ銀行コールセンター  
**0120-860-777**  
平日 9:00~18:00、土・日・祝日 9:00~17:00(1/1~1/3・5/3~5/5を除く)  
<http://www.bk.mufg.jp>

平成19年1月22日現在(No.05345)

(引受保険会社に関するお問合せ、ご照会)  
引受保険会社



→ アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/life/>  
カスタマーサービスセンター TEL 0120-153-193  
平日 9:00~17:00(土・日・祝日および12/31~1/3を除く)

AXA-10-0612-1724/9F7 1-120-28.0 2007.01.22

投資型年金保険

# ベストツインズ

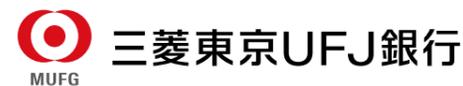
のび太とふえ太

保証金額付特別勘定年金特約(終身型)付変額個人年金保険(06)



**この商品は新規の販売を停止しています。  
記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。**

募集代理店



引受保険会社



アクサ生命

この保険の引受保険会社はアクサ生命保険株式会社です。株式会社三菱東京UFJ銀行は、アクサ生命保険株式会社の募集代理店です。



投資型年金保険

# ベストツインズ

のび太とふえ太

保証金額付特別勘定年金特約(終身型)付変額個人年金保険(06)

## CONTENTS

ベストツインズ(のび太とふえ太)の特長としくみ	3~4
ロールアップ保証機能とラチェット保証機能のしくみ	5~6
特別勘定終身年金のしくみ	7~8
特別勘定	9~10
被保険者がお亡くなりになった場合の保障	11~12
受取総額保証金額と毎年の年金額の確定事例	13~14
年金の種類の変更	15
年金支払開始日の変更(積立期間(運用期間)の短縮・延長)	15
解約等のお取扱い	16
税務のお取扱い	17~18
諸費用	18
ご契約のお取扱い	19
ご契約後の情報提供とサービス	20
ご契約にあたって再度ご確認ください事項	21~22

### 【用語の読替表】

このパンフレットでは、一部、通称を用いております。「ご契約のしおり・約款」等の表記とは異なっておりますので、ご注意ください。

#### ロールアップ保証金額

「保証金額付特別勘定年金特約(終身型)」に定める増進保証金額(受取総額保証金額の基準となる基本保険金額(一時払保険料)の年2%増進金額を含みます)のことで、

#### ラチェット保証金額

「保証金額付特別勘定年金特約(終身型)」に定める最大契約応当日積立金額のことで、

#### 受取総額保証金額

「保証金額付特別勘定年金特約(終身型)」に定める基準保証金額のことで、

#### 特別勘定終身年金

「保証金額付特別勘定年金特約(終身型)」に定める保証金額付特別勘定年金(終身)のことで、

#### 一般勘定年金

「変額個人年金保険(06)」に定める年金のことで、

## ふやすためのふたつの機能と 一生涯の年金受取。

### ポイント 1

ロールアップ保証機能 

**受取総額保証金額\***が毎年増加  
受取総額保証金額は、積立期間(運用期間)  
5年間で110%、10年間で120%となります。

### ポイント 2

ラチェット保証機能 

**毎年1回、受取総額保証金額\***が  
さらに増加するチャンス  
運用実績が好調の場合には、受取総額保証金額が  
さらに増加するチャンスがあります。

### ポイント 3

特別勘定終身年金 

**特別勘定終身年金を一生涯お受け取り**  
被保険者が生存されている限り、  
一生涯年金を受け取れます。

#### ご注意

受取総額保証機能(ポイント1,2)を享受できるのは、特別勘定終身年金(ポイント3)でお受け取りいただく場合にに限られます。

\*受取総額保証金額とは、毎年の年金額の算出の基準となる金額で、年金支払開始日以後における既払年金累計金額と死亡一時金額の合計金額の最低保証金額のことをいいます。

※受取総額保証金額は、積立期間(運用期間)中にご契約を解約する場合、もしくは、年金支払期間中に積立金額を一括でお受け取りいただく場合には、保証されておりません。

### クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)

お申込み後、ご契約内容にご納得がいかない場合、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除のお申出\*をいただいた場合には、お払い込みいただいた一時払保険料を全額返戻いたします。

\*ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除の意思表示した書面(封書)をアクサ生命に発信(8日以内の消印有効)いただくことをいいます。

### 引受保険会社「アクサ生命保険株式会社」

アクサ生命保険株式会社は、グローバルに事業展開する保険・金融グループAXAの日本法人として、1994年に設立されました。2000年には旧日本団体生命保険株式会社との提携によって保険持株会社を核とする新体制を構築、AXAの日本における生命保険事業の中核を担っています。アクサ生命保険株式会社は、AXAグループがグローバルに培った経験やノウハウ、資産運用力を活用し、魅力ある商品と、お客さまにご満足いただけるサービスのご提供を目指しています。

本商品はクーリング・オフ制度の対象となります。

受取総額保証および被保険者死亡時の保証は、アクサ生命が行ないます。

## ベストツインズ(のび太とふえ太)の特長としくみ

特別勘定終身年金を一生涯にわたってお受け取りいただくことが  
特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限り、運用実績にかか

ります。  
ならず、受取総額保証金額は最低保証されます。

### ポイント1 「ロールアップ保証機能」により、受取総額保証金額が毎年増加します。

- 受取総額保証金額を増やすための機能です。
- 運用実績にかかわらず、毎年の契約応当日に、基本保険金額(一時払保険料)に対して年2%増加した金額が、ロールアップ保証金額となります。
- ロールアップ保証機能によりロールアップ保証金額が増加する期間は、積立期間(運用期間)中のみで、最長10年間です。

→くわしくは、P5をご覧ください。

### ポイント2 「ラチェット保証機能」により、毎年1回、受取総額保証金額がさらに増加するチャンスがあります。

- 受取総額保証金額を増やすための機能です。
- 毎年の契約応当日に、契約応当日前日における積立金額とそれまでに確定しているラチェット保証金額のいずれか大きい金額が、新たなラチェット保証金額となります。
- 一度確定したラチェット保証金額は減少することはありません。

→くわしくは、P6をご覧ください。

### ポイント3 特別勘定終身年金を一生涯にわたってお受け取りいただくことができます。

- 特別勘定終身年金とは、年金支払期間中に特別勘定で運用しながら一生涯にわたってお受け取りいただける年金のことをいいます。
- 毎年の年金額は、ご契約時に設定いただいた積立期間(運用期間)に応じた乗率を用いて算出します。
- 年金支払日の前日末に、積立金額から毎年の年金額を控除します。年金支払期間中に積立金額がなくなった場合でも、被保険者が生存されている限り、年金をお受け取りいただけます。

→くわしくは、P7~8をご覧ください。

**ご注意**  
・受取総額保証機能(ポイント1、2)を享受できるのは、特別勘定終身年金(ポイント3)でお受け取りいただく場合に限られます。  
・毎年の年金額は、下記算式の通り、通常は一定額となります。

毎年の年金額 = 受取総額保証金額 × 乗率  
【表1: 積立期間(運用期間)に応じた乗率】

積立期間(運用期間)	乗率 (受取総額保証金額に対して)
1~2年間	3.0%
3~4年間	3.5%
5~10年間	4.0%

※ご契約後、年金支払開始日を変更(積立期間(運用期間)を短縮・延長)した場合には、変更後の積立期間(運用期間)に応じた乗率が適用されます。なお、変更後の積立期間(運用期間)が11年以上となった場合の乗率は、4.0%となります。

#### 受取総額保証金額とは・・・

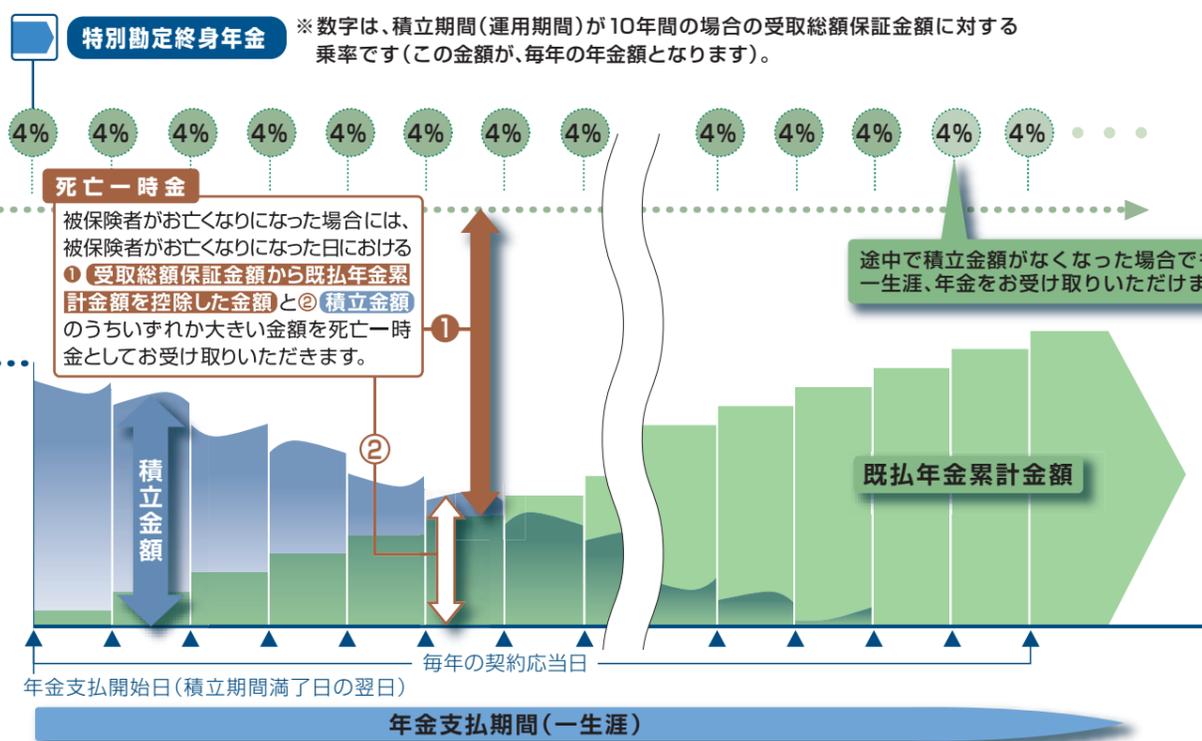
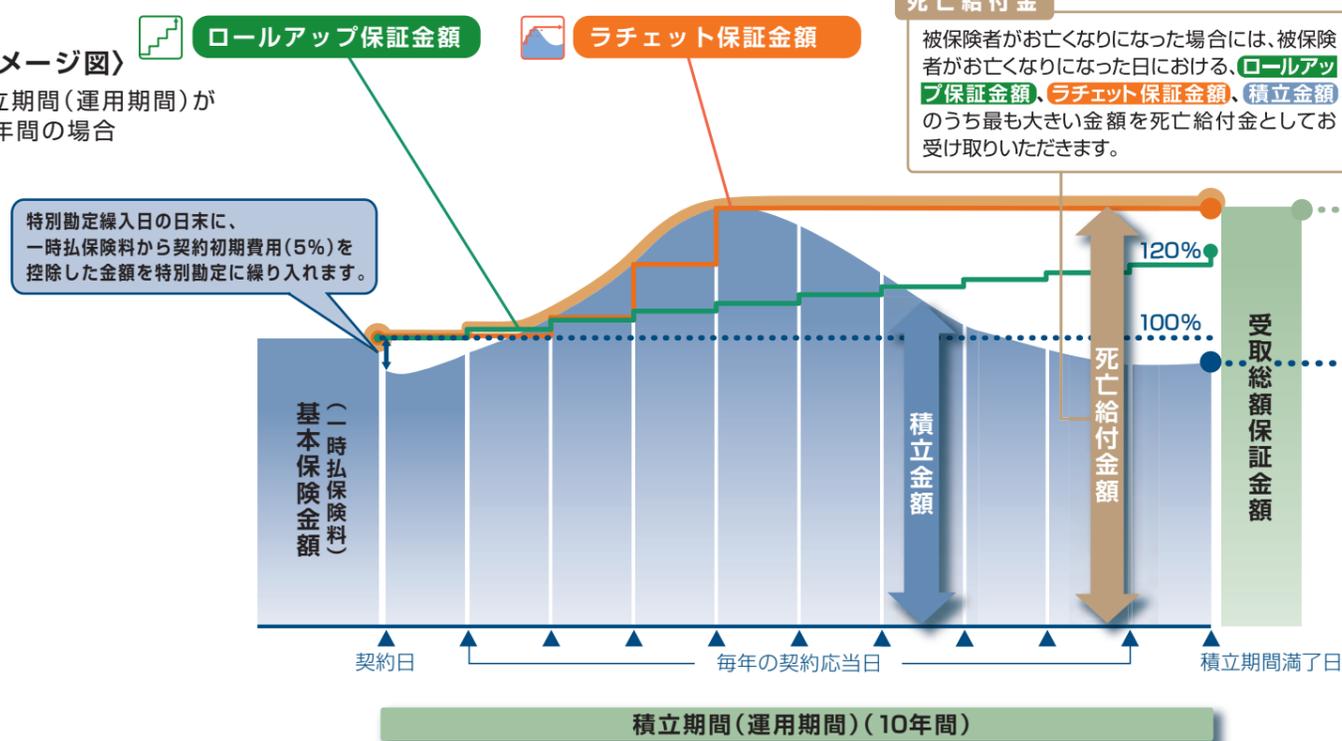
- 毎年の年金額の算出の基準となる金額です。
- 年金支払開始日以後における既払年金累計金額と被保険者がお亡くなりになった場合の死亡一時金額の合計金額の最低保証金額のことをいいます。
- 年金支払開始日における受取総額保証金額は、右のうち最も大きい金額となります。

- ロールアップ保証金額 \*①
- ラチェット保証金額 \*②
- 積立金額 \*③

- \*①年金支払開始日における金額です。
- \*②年金支払開始日の直前の契約応当日における金額です。
- \*③年金支払開始日前日における金額です。
- ※受取総額保証金額は、あくまでも、年金支払開始日以後に年金受取人に年金でお受け取りいただくことを前提とした保証金額であり、積立期間(運用期間)中にご契約を解約する場合、もしくは、年金支払期間中に積立金額を一括でお受け取りいただく場合には、保証されておりません。

#### 〈イメージ図〉

積立期間(運用期間)が10年間の場合



ご契約後、お申出により、年金支払開始日を、契約日から最短1年後、最長35年後の年単位で変更(積立期間(運用期間)を短縮・延長)することができます(積立期間(運用期間)を短縮する場合には変更後の、延長する場合には変更前の、年金支払開始日の10営業日前までに、アクサ生命の本社が請求書類を受け付けた場合に限り)。

※積立期間(運用期間)は、ご契約時に1~10年間の年単位で設定いただけます。  
※年金支払開始日における被保険者の年齢(保険年齢)は、90歳以下である必要があります。

不意に資金がご入用となり、ご契約を解約する場合でも、払いもどし金額に解約控除はかかりません。

※記載の図では、災害死亡給付金は表示しておりません。災害死亡給付金についてくわしくは、P11をご覧ください。  
※年金支払日の前日末に、積立金額から毎年の年金額を控除します。  
※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、毎年の年金額等を保証・予測するものではありません。

この保険は、積立金額および年金額等が特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。特別勘定資産の運用は、株式および公社債の価格変動と為替変動等に伴う投資リスクがあります。特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、このリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります(運用実績によっては、ご契約を解約した場合の払いもどし金額等が一時払保険料を下回る場合があります)。

## ロールアップ保証機能とラチェット保証機能のしくみ

**受取総額保証金額は、運用実績にかかわらず毎年増加、  
運用実績が好調の場合には毎年1回さらに増加するチャンスがあります。**

### ご注意

- ・受取総額保証機能(ロールアップ保証機能、ラチェット保証機能)を享受できるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限られます。
- ・受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。
- ・ご契約を解約する場合、もしくは、積立金額を一括でお受け取りいただく場合には、積立金額を基準とした受取額となるため、保証機能はなく、一時払保険料を下回る場合があります。

### ロールアップ保証機能



- ロールアップ保証機能により、運用実績にかかわらず、受取総額保証金額は毎年増加します。受取総額保証金額は、積立期間(運用期間)5年間で110%、10年間で120%となります。この機能により増加し確定した受取総額保証金額のことを、ロールアップ保証金額といいます。
  - ロールアップ保証金額は、ご契約時においては基本保険金額(一時払保険料)と同額です。以後、毎年の契約応当日に、基本保険金額(一時払保険料)に対して年2%増加します。
  - ロールアップ保証機能により受取総額保証金額が増加する期間は、積立期間(運用期間)中のみで、最長10年間です。**
- ※ご契約の一部解約をした場合には、ロールアップ保証金額も、一部解約前の積立金額に対する一部解約後の積立金額の割合と同一割合で減額されます(P16ご参照)。

### ラチェット保証機能



- ラチェット保証機能により、運用実績に応じて、毎年1回、受取総額保証金額が増加するチャンスがあります。この機能により増加し確定した受取総額保証金額のことを、ラチェット保証金額といいます。
  - ラチェット保証金額は、ご契約時においては基本保険金額(一時払保険料)と同額です。以後、毎年の契約応当日に、契約応当日前日における積立金額とそれまでに確定しているラチェット保証金額とを比較し、いずれか大きい金額を新たなラチェット保証金額として確定します。
  - 一度確定したラチェット保証金額は減少することはありません。
- ※ご契約の一部解約をした場合には、ラチェット保証金額も、一部解約前の積立金額に対する一部解約後の積立金額の割合と同一割合で減額されます(P16ご参照)。
- ※ラチェット保証機能は、積立期間(運用期間)中だけでなく年金支払期間中も続きます。

### 【運用が不調だった場合】

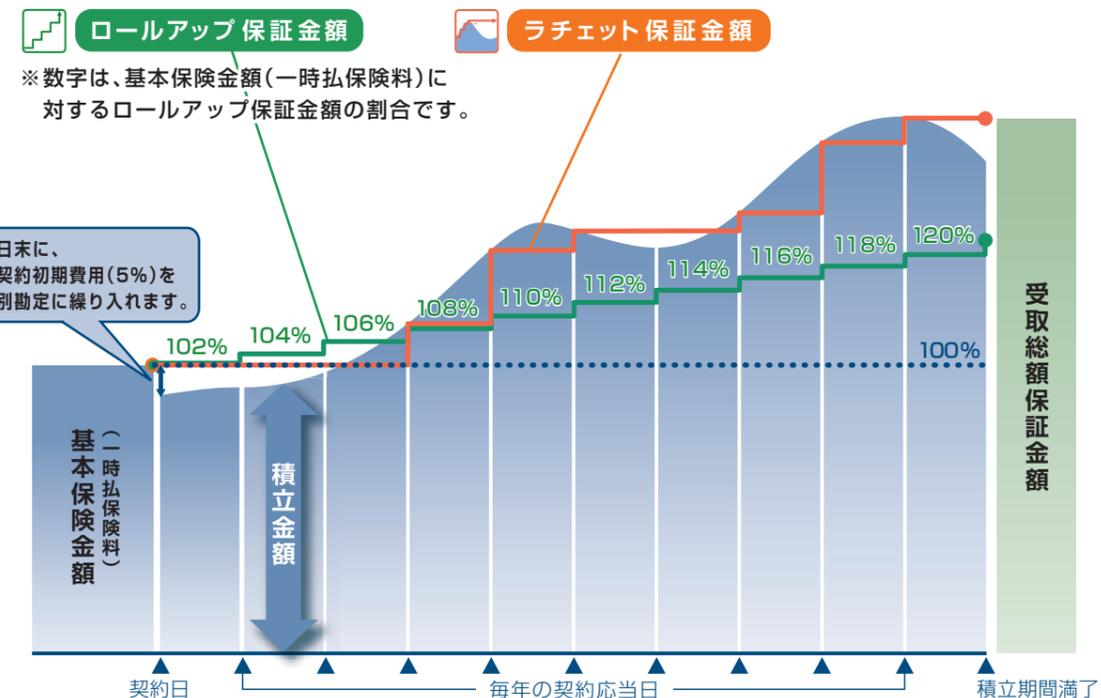
〈イメージ図〉  
積立期間(運用期間)が  
10年間の場合



※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額等を保証・予測するものではありません。

### 【運用が好調だった場合】

〈イメージ図〉  
積立期間(運用期間)が  
10年間の場合



※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額等を保証・予測するものではありません。

**受取総額保証金額は、右記のうち最も大きい金額となります。**

ロールアップ保証金額

ラチェット保証金額

積立金額



## 特別勘定

# 特別勘定資産の運用実績により、受取総額の増加が期待できます。

- 特別勘定は、主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託が運用対象となります。
- 被保険者のご契約年齢(保険年齢)に応じて以下の特別勘定が設定されています。  
ご契約後に他の特別勘定に積立金の移転をすることはできません。
- アクサ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日、または、契約日からその日を含めて8日目(その日が休業日にあたる場合には、翌営業日)のいずれか遅い日を特別勘定繰入日とし、その日末に、一時払保険料から契約初期費用(5%)を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。

被保険者のご契約年齢(保険年齢)	55~70歳 ※申込日における保険年齢が70歳で、契約日における保険年齢が71歳になった場合には、70歳でご契約されたものとみなしてお取り扱いします。	71~75歳
特別勘定名	世界分散型40MU(509)	世界分散型20MU(510)
標準資産配分比率	<p>日本株式20% 外国株式20% 日本債券30% 外国債券(為替ヘッジあり)15% 外国債券(為替ヘッジなし)15%</p>	<p>日本株式10% 外国株式10% 日本債券40% 外国債券(為替ヘッジあり)40%</p>
利用する投資信託	三菱UFJ バランスファンドVA 40型 (適格機関投資家限定)	三菱UFJ バランスファンドVA 20型 (適格機関投資家限定)
利用する投資信託の運用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当ファンドは、TOPIXマザーファンド 受益証券20%、外国株式インデックスマザーファンド 受益証券20%、日本債券インデックスマザーファンド 受益証券30%、MUAM ヘッジ付外国債券オープンマザーファンド 受益証券15%および外国債券インデックスマザーファンド 受益証券15%を標準資産配分とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。</li> <li>●各受益証券の時価変動による標準資産配分からの乖離については、1カ月に1回程度リバランスを行ない、これを修正し、標準資産配分を維持します。</li> <li>●当ファンドの主なリスク <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場リスク(価格変動リスク)(為替変動リスク)</li> <li>・信用リスク</li> <li>・流動性リスク</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当ファンドは、TOPIXマザーファンド 受益証券10%、外国株式インデックスマザーファンド 受益証券10%、日本債券インデックスマザーファンド 受益証券40% およびMUAM ヘッジ付外国債券オープンマザーファンド 受益証券40%を標準資産配分とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。</li> <li>●各受益証券の時価変動による標準資産配分からの乖離については、1カ月に1回程度リバランスを行ない、これを修正し、標準資産配分を維持します。</li> <li>●当ファンドの主なリスク <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場リスク(価格変動リスク)(為替変動リスク)</li> <li>・信用リスク</li> <li>・流動性リスク</li> </ul> </li> </ul>
運用関係費	年率0.294%程度 (税抜0.28%程度) ※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の税金等の諸費用がかかる場合があります。運用手法の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。	
利用する投資信託の委託会社	<p>「三菱UFJ投信株式会社」は、「三菱投信株式会社」と「UFJパートナーズ投信株式会社」が合併し、2005年10月1日に誕生いたしました。新投信会社は、旧両社の経験豊富な人材、ノウハウ、リスク管理能力等に加え、これらのネットワークを存分に活用し、高いレベルのリサーチ力・商品開発力を兼ね備えた投信会社として、お客さまにご満足いただける運用とサービスを提供してまいります。</p>	

※「リバランス」とは、当初決定した標準資産配分比率に調整することをいいます。  
 ※特別勘定の種類、運用方針および運用協力会社は、将来変更される可能性があります。  
 ※特別勘定には、各種支払等に備え、一定の現金、預金等を保有することがあります。

### ご参考

#### 特別勘定を構成する各マザーファンド

日本株式	日本国内の株式を主要投資対象とし、東証株価指数(TOPIX)と連動する投資成果をめざした運用を行ないます。
外国株式	日本を除く世界の主要国の株式を主要投資対象とし、MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(円換算ベース)と連動する投資成果をめざした運用を行ないます。為替ヘッジは原則として行ないません。
日本債券	日本国内の公社債を主要投資対象とし、NOMURA-BPI総合インデックスに連動する投資成果をめざした運用を行ないます。
外国債券(為替ヘッジあり)	日本を除く世界の主要国の公社債を主要投資対象とし、シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)を中長期的に上回る投資成果をめざした運用を行ないます。
外国債券(為替ヘッジなし)	日本を除く世界の主要国の公社債を主要投資対象とし、シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)に連動する運用成果をめざした運用を行ないます。為替ヘッジは原則として行ないません。

- 特別勘定資産の運用方法については、ご契約者は一切の指図を行なうことはできません。
- 特別勘定資産は、毎日時価評価されます。  
特別勘定資産のうち、個々のご契約にかかわる部分を積立金といいます。この積立金の額は、特別勘定資産の運用実績により変動します。
- 特別勘定資産の運用は、生命保険会社の運用に関する法令・諸規定にしたがって行ないます。法令等の改正により運用制限に変更があった場合には、変更後の運用方針にしたがって特別勘定資産の運用を行ないます。

#### 特別勘定における主なリスクについて

特別勘定資産の運用では、以下のリスクがあり、ご契約者がお受け取りになる年金額、払いもどし金額等が、一時払保険料を下回る場合があります。

この保険では、特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはすべてご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命、アクサ生命の募集代理店および第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

- ・市場リスク(価格変動リスク)  
有価証券(株式、公社債等)の価格の動きを反映しますので、積立金額が一時払保険料を下回り、損失を被ることがあります。
- ・市場リスク(為替変動リスク)  
資産評価に使用する為替レートの変動により、積立金額が一時払保険料を下回り、損失を被ることがあります。
- ・信用リスク  
有価証券等(株式、公社債等)の発行体の倒産等、経営・財務状況の悪化により、積立金額が一時払保険料を下回り、損失を被ることがあります。
- ・流動性リスク  
有価証券等(株式、公社債等)の売却、取得時における市場の需要、供給の不十分性や取引規制等により、積立金額が一時払保険料を下回り、損失を被ることがあります。

※特別勘定について詳しくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

## 被保険者がお亡くなりになった場合の保障

死亡給付金額と死亡一時金額の最低保証は、アクサ生命が行ないます。

# 被保険者がお亡くなりになった場合にお受け取りいただく死亡給付金額、死亡一時金額には、それぞれ最低保証があります。

### 【積立期間(運用期間)中】

死亡給付金を死亡給付金受取人にお受け取りいただきます。

被保険者がお亡くなりになった日における

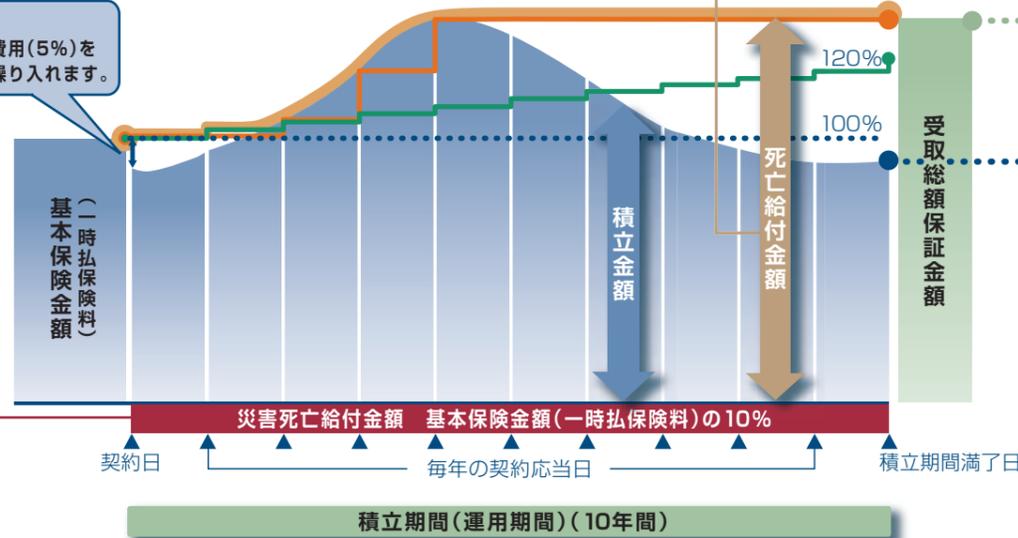
- ロールアップ保証金額
- ラchette保証金額
- 積立金額

のうち最も大きい金額

※ロールアップ保証金額、ラchette保証金額について詳しくは、P5~6をご覧ください。  
 ※契約日から特別勘定繰入日前日までの期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、死亡給付金額は、被保険者がお亡くなりになった日における基本保険金額となります。

特別勘定繰入日の日末に、一時払保険料から契約初期費用(5%)を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。

〈イメージ図〉  
 積立期間(運用期間)が10年間の場合



対象となる不慮の事故等によりお亡くなりになった場合には、基本保険金額(一時払保険料)の10%を災害死亡給付金として上記の金額に加算し、お支払いいたします。くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

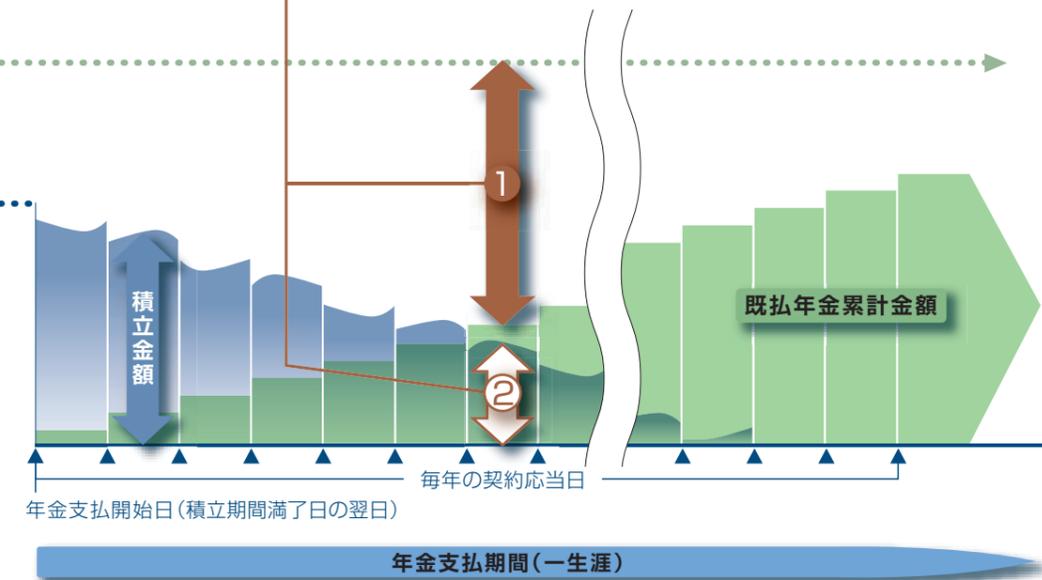
### 【年金支払期間中】

死亡一時金を年金受取人にお受け取りいただきます。

被保険者がお亡くなりになった日における

- ① 受取総額保証金額から既払年金累計金額を控除した金額
- ② 積立金額

のうちいずれか大きい金額



※年金支払日の前日末に、積立金額から毎年の年金額を控除します。  
 ※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラchette保証金額、受取総額保証金額、毎年の年金額等を保証・予測するものではありません。

## 「年金払特約(06)」を付加することにより、死亡給付金額(災害死亡給付金額を含みます)または死亡一時金額を、一時金にかえて遺族年金としてお受け取りいただくこともできます。遺族年金は、一般勘定で運用します。

- 死亡給付金額(災害死亡給付金額を含みます)または死亡一時金額を原資として、受取人ごとに、年金受取または一括受取のいずれかから選択することができます。ただし、年金受取を選択した場合、この特約の年金支払期間は、受取人全員が同一となります。
- この特約の年金の種類は、確定年金(定額型)です。年金支払期間は、5・10・15・20・25・30・36年間のいずれかとなります。
- この特約は、ご契約時および積立期間(運用期間)中の場合にはご契約者が、年金支払期間中には年金受取人が付加することができます。また、被保険者がお亡くなりになった後に死亡給付金受取人または年金受取人が付加することもできます。
- ※この特約の毎年の年金額が10万円未満となる場合には、年金受取のお取扱いはできません。この場合、一時金でお受け取りいただけます。
- ※この特約の毎年の年金額(注1)の上限は3,000万円となります。3,000万円をこえる場合には、この特約の毎年の年金額は3,000万円とし、3,000万円をこえる部分については、この特約の第1回目の年金受取時に一時金でお受け取りいただけます。  
 (注1)アクサ生命を引受保険会社とする一般勘定で運用する年金商品等の毎年の年金額と通算します。

## ご参考

### 相続財産の評価について

- 死亡給付金額(災害死亡給付金額を含みます)または死亡一時金額に相続税または贈与税が課税される契約形態(注2)で、「年金払特約(06)」を付加することによりそれらの金額を年金でお受け取りいただく場合には、支払事由が発生した時点で年金受給権の評価額が課税の対象となりますが、その年金受給権は、相続税法第24条「定期金に関する権利の評価」により、以下のように評価されます。  
 (注2)くわしくは、P17~18をご覧ください。

※被保険者が生存されている間に「年金払特約(06)」を付加した場合に限りです。

残存年金支払期間	5年以下	5年超10年以下	10年超15年以下	15年超25年以下	25年超35年以下	35年超
年金受給権の評価割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

- 死亡給付金受取人が相続人の場合には、上記の評価額から、相続税法第12条「相続税の非課税財産」による非課税枠(他の生命保険金(被保険者がお亡くなりになった場合にお受け取りになるものに限ります)と合算して「500万円×法定相続人数(注3)」まで)を控除した金額が、課税対象額となります。  
 (注3)相続を放棄した人も含まれます。

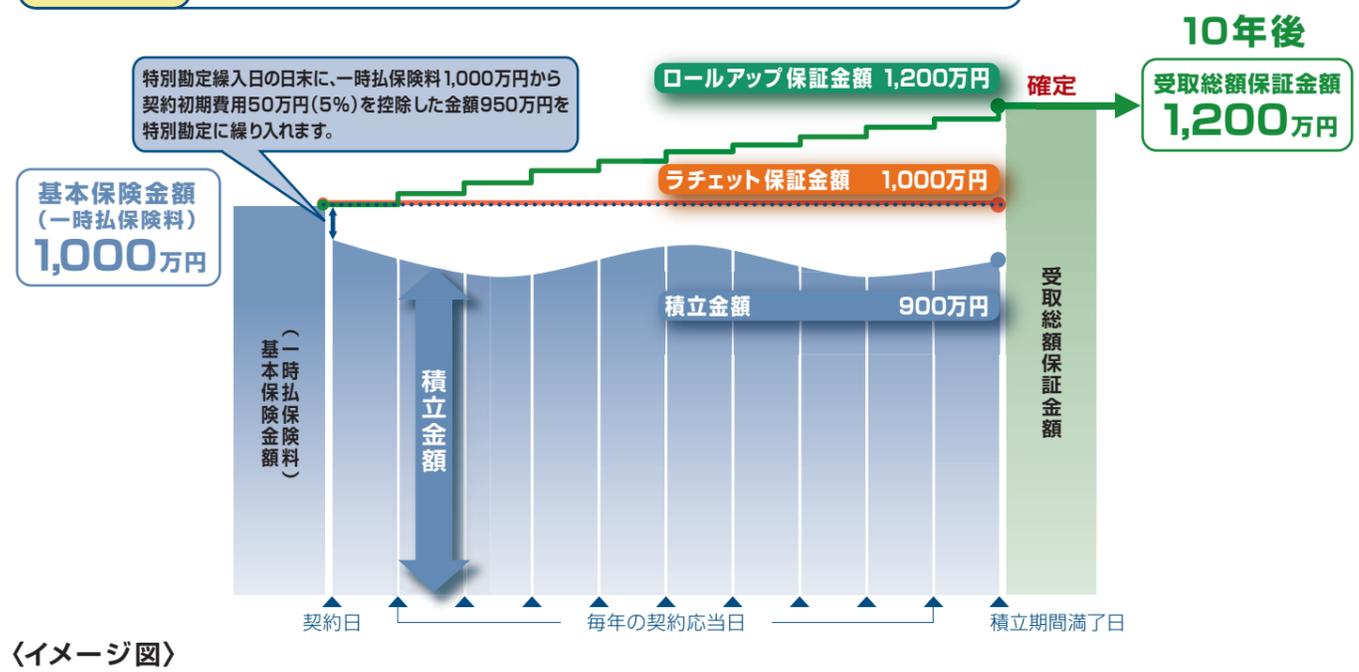
※記載の税務のお取扱いは、平成18年12月現在の税制に基づく一般的なお取扱いをご案内しているものであり、将来変更される可能性があります。個別の税務等についてくわしくは、税務署や税理士等に必ずご確認ください。

## 受取総額保証金額と毎年の年金額の確定事例

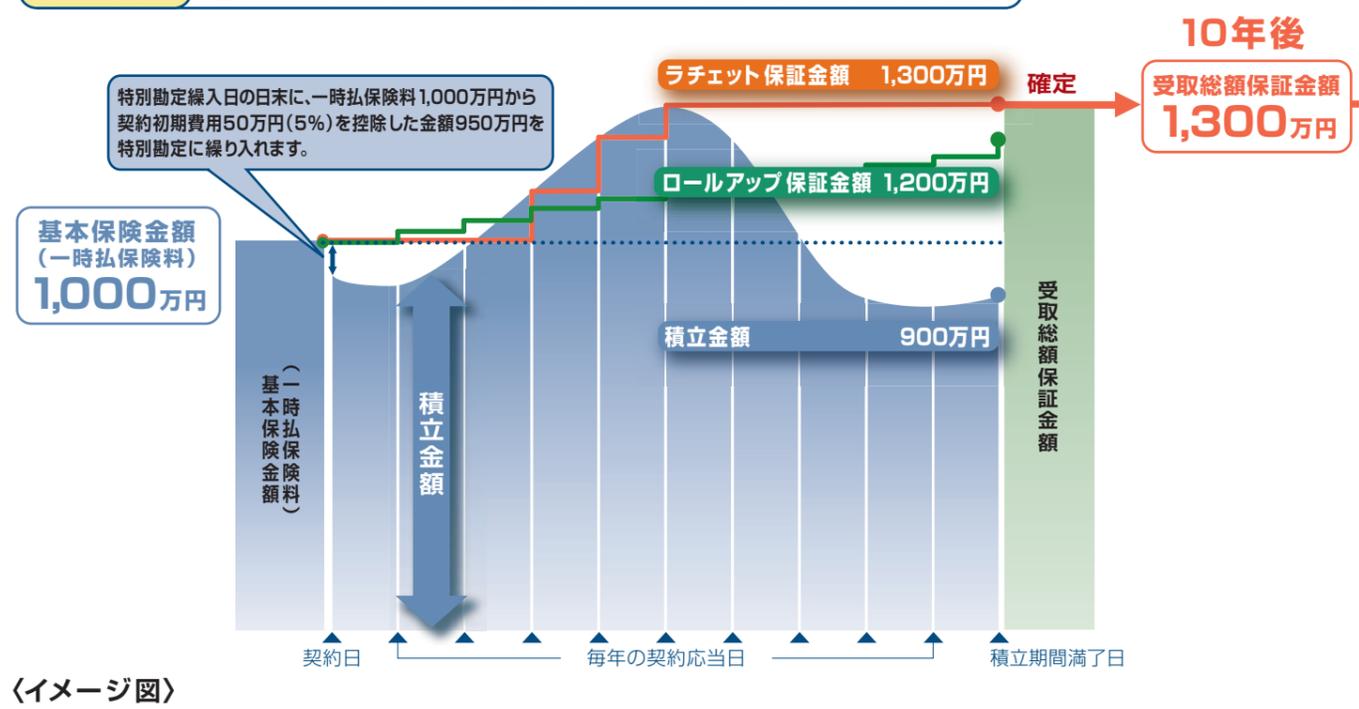
【ご契約例】 基本保険金額(一時払保険料)が1,000万円、積立期間(運用期間)が10年間で、毎年の年金を年1回でお受け取りいただく場合

### 【積立期間(運用期間)中】

**ケース1** 運用実績が不調で、積立金額が以下の図のように推移した場合



**ケース2** 運用実績が好調で、積立金額が以下の図のように推移した場合

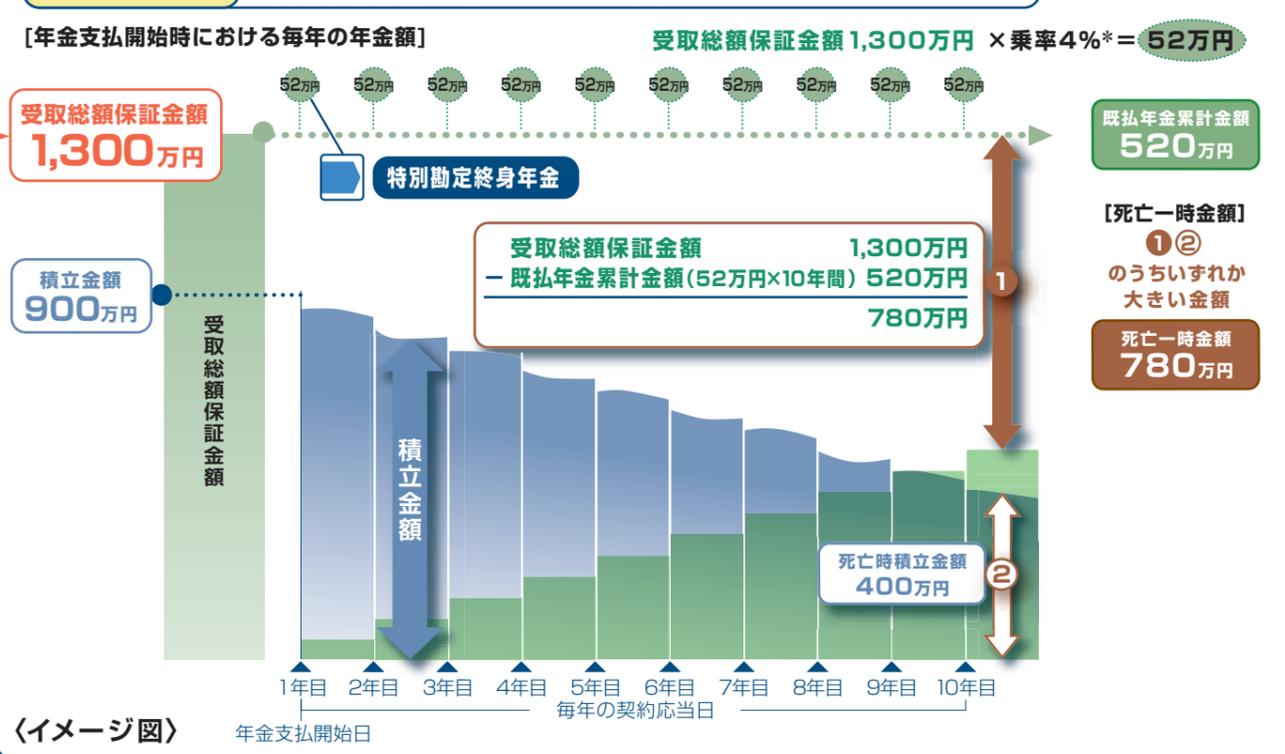


### 【年金支払期間中】

**ケース2** で、年金のお支払いを開始し、その後10年目に被保険者がお亡くなりになった場合

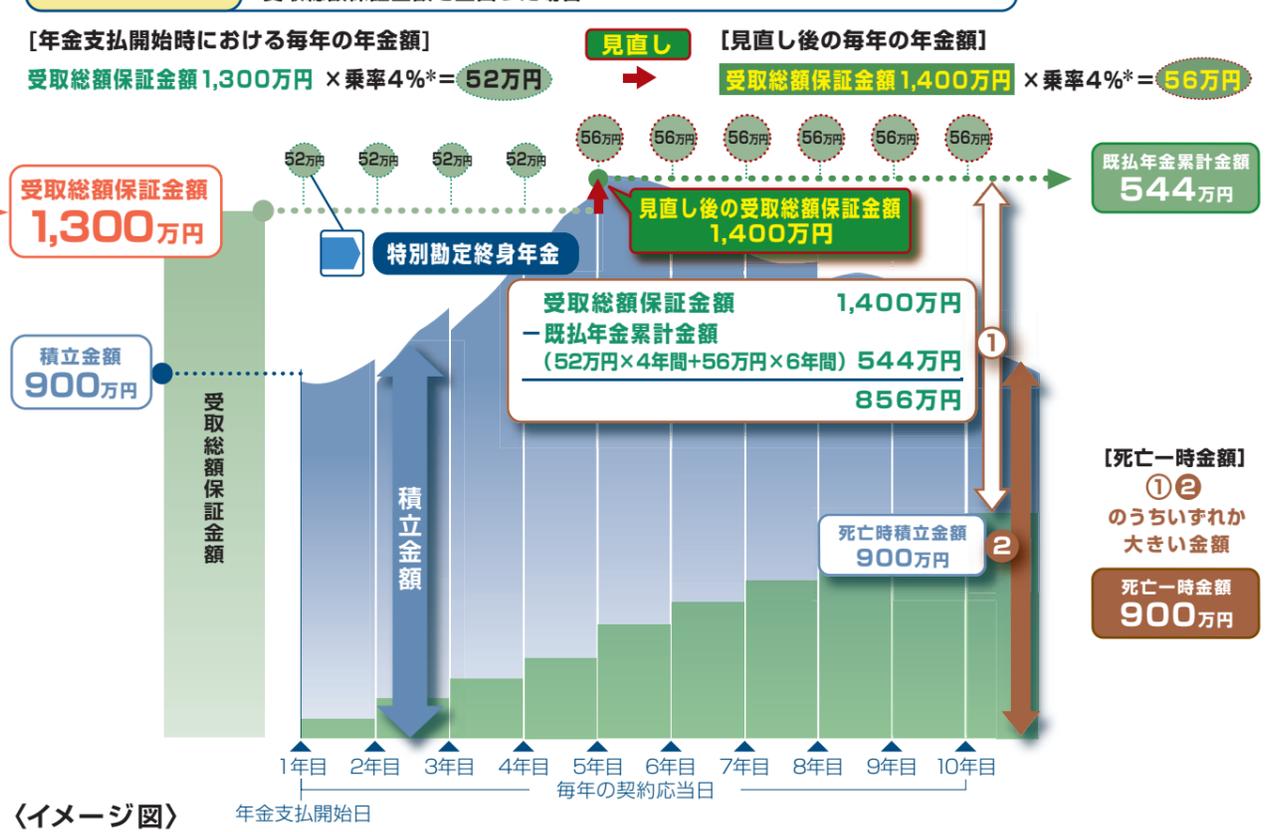
**ケース2-1**

毎年の年金支払日前日における積立金額が年金支払開始日(1年目)における受取総額保証金額を上回らなかった場合



**ケース2-2**

5年目の年金支払日前日における積立金額が年金支払開始日(1年目)における受取総額保証金額を上回った場合



※この確定事例では、受取総額保証金額および毎年の年金額の確定のしくみをご理解いただくため、積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、毎年の年金額等はわかりやすい数値で設定しています。  
 なお、記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、毎年の年金額等を保証・予測するものではありません。

## 年金の種類の変更

特別勘定で運用する年金から一般勘定で運用する年金に変更いただくことができます。

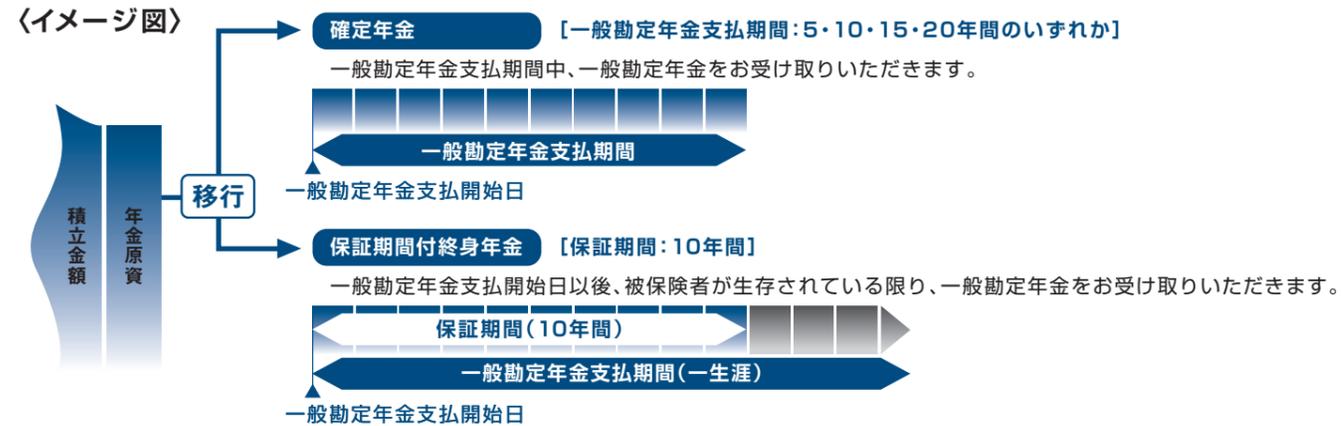
**ご注意**  
年金の種類を一般勘定年金に変更した場合（特別勘定終身年金以外に変更した場合）、保証金額付特別勘定年金特約（終身型）による受取総額保証はなくなります。

### 積立期間（運用期間）中

- 契約日から10年以上経過している場合で、年金支払開始日の2週間前までにアクサ生命の本社が請求書類を受け付けた場合に限り、年金の種類を変更できます。変更日は、年金支払開始日の前日となります。  
※ご契約後、年金支払開始日を変更（積立期間（運用期間）を短縮・延長）した場合には、変更後の積立期間（運用期間）が適用されます。
- ご契約者が変更をお申し出ください。
- 年金受取人にお受け取りいただく毎年の一般勘定年金額は、一般勘定年金支払開始日前日における積立金額をもとに一般勘定年金支払開始日におけるアクサ生命が定める率を用いて計算した金額となります。このため、毎年の一般勘定年金額は、一般勘定年金支払開始日までは不確定です。

### 年金支払期間中

- 契約日から10年以上経過している場合に限り、年金の種類を変更できます。
- 年金受取人が積立金額の一括支払をご請求いただくと同時に変更をお申し出ください。
- 一般勘定年金支払開始日は、アクサ生命の本社が請求書類を受け付けた日の翌営業日の翌日となります。また、年金受取人にお受け取りいただく毎年の一般勘定年金額は、積立金額の一括支払金額（払いもどし金額）をもとに一般勘定年金支払開始日におけるアクサ生命が定める率を用いて計算した金額となります。このため、毎年の一般勘定年金額は、一般勘定年金支払開始日までは不確定です。



- 一般勘定年金支払期間中に、一括でお受け取りいただくこともできます。受取額は、確定年金の場合は未払一般勘定年金の現価、保証期間付終身年金の場合は残存保証期間中の未払一般勘定年金の現価となります。
- 一般勘定年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、死亡一時金を年金受取人にお受け取りいただけます。受取額は、確定年金の場合は未払一般勘定年金の現価、保証期間付終身年金の場合は残存保証期間中の未払一般勘定年金の現価となります。  
一般勘定年金でのお受取りを継続することもできます。
- ※毎年の一般勘定年金額が10万円未満となる場合には、一般勘定年金のお取扱いはできません。この場合、一般勘定年金支払開始日前日における積立金額をご契約者に一時金でお受け取りいただけます。
- ※毎年の一般勘定年金額\*の上限は3,000万円となります。3,000万円をこえる場合には、毎年の一般勘定年金額は3,000万円とし、3,000万円をこえる部分については、第1回目の一般勘定年金受取時にご契約者に一時金でお受け取りいただけます。
- \*アクサ生命を引受保険会社とする一般勘定で運用する年金商品等の毎年の年金額と通算します。

## 年金支払開始日の変更（積立期間（運用期間）の短縮・延長）

ご契約後、お申出により、年金支払開始日を、契約日から最短1年後、最長35年後の年単位で変更（積立期間（運用期間）を短縮・延長）することができます（積立期間（運用期間）を短縮する場合には変更後の、延長する場合には変更前の、年金支払開始日の10営業日前までに、アクサ生命の本社が請求書類を受け付けた場合に限りです）。

- ※積立期間（運用期間）は、ご契約時に1～10年間の年単位で設定いただけます。
- ※年金支払開始日における被保険者の年齢（保険年齢）は、90歳以下である必要があります。

## 解約等のお取扱い

解約等をした場合の払いもどし金額には、最低保証はありません。

不意に資金がご入用となった場合には、払いもどし金をお受け取りいただくことができます。

- 払いもどし金額は、運用実績により増減し、ご契約の経過年数にかかわらず一時払保険料を下回る場合、または、全くない場合があります。
- 払いもどし金額に最低保証はありません。
- 払いもどし金額に解約控除はかかりません。

	ご請求者	取扱内容	取扱対象	払いもどし金額
積立期間（運用期間）中	ご契約者	① 解約	全部	アクサ生命の本社が請求書類を受け付けた日（解約日）の翌営業日における積立金額 ※ロールアップ保証金額、ラチェット保証金額とはなりません。
		② 一部解約	一部	ご指定いただいた金額（一部解約請求金額）
年金支払期間中	年金受取人	③ 一括支払（注1）	全部	アクサ生命の本社が請求書類を受け付けた日の翌営業日における積立金額 ※受取総額保証金額とはなりません。
		④ 減額（注2）	一部	減額前の積立金額から減額後の積立金額（下記④ご参照）を控除した金額 ※減額後の受取総額保証金額（基準保証金額）をご指定いただけます。

（注1）年金のお支払いにかえて積立金額を一括でお支払いすることをいいます。  
（注2）受取総額保証金額（基準保証金額）を減額することをいいます。

① 解約  
・解約日の翌営業日が特別勘定繰入日より前となる場合には、払いもどし金額は、基本保険金額（原則として一時払保険料と同額です）となります。

② 一部解約  
・積立金額から一部解約請求金額が控除されます。  
・一部解約をした場合、基本保険金額も、積立金額と同一割合で減額されます。

$$\text{一部解約後の基本保険金額} * \text{①} = \text{一部解約前の基本保険金額} \times \left( \frac{\text{一部解約前の積立金額} - \text{一部解約請求金額}}{\text{一部解約前の積立金額}} \right) * \text{②}$$

\*①は円未満を四捨五入、②は小数点第5位未満を四捨五入します。

ロールアップ保証金額、ラチェット保証金額も、基本保険金額と同一割合で減額されます。  
※一部解約日の翌営業日が特別勘定繰入日より前となる場合には、一部解約後の基本保険金額は、一部解約前の基本保険金額（原則として一時払保険料と同額です）から、一部解約請求金額を控除した金額となります。  
※一部解約請求金額が3万円未満となる場合には、一部解約のお取扱いはできません。  
※一部解約日前日における積立金額から一部解約請求金額を控除した金額が50万円未満となる場合には、一部解約のお取扱いはできません。

③ 一括支払  
・積立金額がなくなった場合には、以後の払いもどし金額はありません。  
・積立期間（運用期間）が10年未満となる場合には、年金支払開始日における積立金額の一括支払のお取扱いはできません。

④ 減額  
・減額後の受取総額保証金額（基準保証金額）をご指定いただけます。  
・減額をした場合、アクサ生命の本社が請求金額を受け付けた日の翌営業日を基準として、減額前の受取総額保証金額に対する減額後の受取総額保証金額の割合と同一割合で、積立金額が減額されます。

$$\text{減額後の積立金額} = \text{減額前の積立金額} \times \frac{\text{減額後の受取総額保証金額}}{\text{減額前の受取総額保証金額}}$$

・減額後の毎年の年金額は、減額後の受取総額保証金額をもとに改めて算出した金額となります。また、減額前にお受け取りいただいている既払年金累計金額も、積立金額と同一割合で減額されます。  
※積立金額がなくなった場合には、以後の払いもどし金額はありません。  
※減額後の受取総額保証金額が50万円未満となる場合には、減額のお取扱いはできません。

## 税務のお取扱い

### ご契約時

#### ●お払い込みいただいた一時払保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。

※個人年金保険料控除の対象とはなりません。また、一時払であるため、契約初年度のみ適用となります。

※年金受取人または死亡給付金受取人がご契約者本人またはその配偶者もしくはその他の親族(6親等以内の血族と3親等以内の姻族)の場合に適用されます。

### 積立期間(運用期間)中

#### ●解約時(払いもどし金額が必要経費を上回り、差益が発生した場合)

所得税(一時所得)、住民税

#### ●被保険者死亡時

・死亡給付金(災害死亡給付金を含みます)を一時金でお受け取りいただく場合

ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税*①
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)、住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

・死亡給付金(災害死亡給付金を含みます)を遺族年金でお受け取りいただく場合 ※「年金払特約(06)」を付加した場合に限りです。

ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	年金受取開始時の課税	年金受取時の課税
本人	本人	配偶者または子	相続税*①②	所得税(雑所得)、住民税
本人	配偶者または子	本人	なし	
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税*②	

\*①死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金(被保険者がお亡くなりになった場合にお受け取りになるものに限ります)と合算して、「500万円×法定相続人数」まで非課税扱いとなります(「法定相続人数」には、相続を放棄した人も含まれます)。<相続税法第12条>

\*②支払事由が発生した時点で、年金受給権の評価額が相続税または贈与税の課税対象となります(被保険者が生存されている間に「年金払特約(06)」を付加した場合に限りです)。<相続税法第24条>

### 年金支払期間中

#### ●特別勘定終身年金受取時

所得税(雑所得)、住民税

※ご契約者と年金受取人が異なる場合には、年金受取開始時に、年金受給権の評価額が贈与税の課税対象となります。

#### ●積立金額の一括支払時(払いもどし金額が必要経費を上回り、差益が発生した場合)

所得税(一時所得)、住民税

#### ●被保険者死亡時

・死亡一時金を一括でお受け取りいただく場合

ご契約者	被保険者	年金受取人	課税の種類
本人	本人	本人	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)、住民税

・死亡一時金を遺族年金でお受け取りいただく場合 ※「年金払特約(06)」を付加した場合に限りです。

ご契約者	被保険者	年金受取人	年金受取開始時の課税	年金受取時の課税
本人	本人	本人	相続税*	所得税(雑所得)、住民税
本人	配偶者または子	本人	なし	

\*相続税法第12条は適用されません。

### ご参考

#### 相続税法第12条「相続税の非課税財産」について

死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金(被保険者がお亡くなりになった場合にお受け取りになるものに限ります)と合算して、「500万円×法定相続人数\*」まで非課税扱いとなります。

\*相続を放棄した人も含まれます。

#### 相続税法第24条「定期金に関する権利の評価」について

年金受給権取得時において、支払事由が発生しているものについては、以下のように評価されます。

※被保険者が生存されている間に「年金払特約(06)」を付加した場合に限りです。

残存年金支払期間	5年以下	5年超 10年以下	10年超 15年以下	15年超 25年以下	25年超 35年以下	35年超
年金受給権の評価割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

※記載の税務のお取扱いは、平成18年12月現在の税制に基づく一般的なお取扱いをご案内しているものであり、将来変更される可能性があります。個別の税務等について詳しくは、税務署や税理士等に必ずご確認ください。

## 諸費用

### 【積立期間(運用期間)中および年金支払期間中】

項目	費用	ご負担いただく時期	
契約初期費用	ご契約の締結等に必要費用	一時払保険料に対して5%	ご契約時、特別勘定に繰り入れる前に、一時払保険料から控除します。
保険契約管理費	既払年金累計金額と死亡一時金額の合計金額の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、ならびに、ご契約の維持等に必要費用	特別勘定の積立金額に対して年率2.3%	毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
運用関係費	特別勘定の運用等に必要費用	投資信託の純資産額に対して年率0.294%程度(税抜0.28%程度)*	特別勘定にて利用する投資信託において、毎日、投資信託の純資産額から控除します。

\*運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の税金等の諸費用がかかる場合があります。運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

### 【一般勘定年金支払期間中】

※「年金払特約(06)」により遺族年金をお受け取りいただく場合を含みます。

項目	費用	ご負担いただく時期	
年金管理費	年金のお支払いや管理等に必要な費用	年金額に対して1.0%*	年金支払日に控除します。

\*年金管理費は、将来変更となる可能性があります。

## ご契約のお取扱い

被保険者のご契約年齢 (保険年齢)	55～75歳 ※被保険者のご契約年齢は、満年齢の6カ月以下は切り捨て、6カ月超1年未満は1歳切り上げて計算します。
基本保険金額	最低300万円/最高5億円/10万円単位
一時払保険料	ご契約時に定めた基本保険金額と同額で、一括でお支払いいただきます。
責任開始日	被保険者告知日、または、アクサ生命保険料領収日のいずれか遅い日 ※この日より、ご契約上の保障(責任)が開始されます。
契約日	責任開始日 ※この日を基準として、ご契約年齢や積立期間(運用期間)等を計算します。
特別勘定繰入日	アクサ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日、または、契約日からその日を含めて8日目(その日が休業日にあたる場合には、翌営業日)のいずれか遅い日 ※この日末に、一時払保険料から契約初期費用(5%)を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。
クーリング・オフ制度	クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)の対象となります。 お申込み後、ご契約内容にご納得がいかない場合、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除のお申出*をいただいた場合には、お支払いいただいた一時払保険料を全額返戻いたします。 *ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除の意思を表示した書面(封書)をアクサ生命に発信(8日以内の消印有効)いただくことをいいます。
積立期間(運用期間)	1～10年間(年単位)
年金の種類	特別勘定終身年金 ※「保証金額付特別勘定年金特約(終身型)」が付加されています。
年金支払期間	終身
年金支払開始日の変更 (積立期間(運用期間)の短縮・延長)	ご契約後、お申出により、年金支払開始日を、契約日から最短1年後、最長35年後の年単位で変更(積立期間(運用期間)を短縮・延長)することができます(積立期間(運用期間)を短縮する場合には変更後の、延長する場合には変更前の、年金支払開始日の10営業日前までに、アクサ生命の当社が請求書類を受け付けた場合に限り)。 ※積立期間(運用期間)は、ご契約時に1～10年間の年単位で設定いただけます。 ※年金支払開始日における被保険者の年齢(保険年齢)は、90歳以下である必要があります。
年金の種類の変更	アクサ生命が定める範囲内で、特別勘定で運用する年金から一般勘定で運用する年金に変更することができます。変更後は特別勘定での運用はなくなります。 ○確定年金[一般勘定年金支払期間:5・10・15・20年間のいずれか] ○保証期間付終身年金[保証期間:10年間] ※くわしくは、P15をご覧ください。
契約者配当金	ありません。
契約者貸付	お取り扱いいたしません。
基本保険金額の増額	お取り扱いいたしません。

## ご契約後の情報提供とサービス

### 【アクサ生命からの情報提供】



郵送で…

通知書面	通知時期	通知内容
保険証券	アクサ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日以後	○ご契約内容
ご契約状況のお知らせ	年4回	○ご契約内容 ○通知作成日における保障内容 ○特別勘定の現状 等
運用実績レポート	年4回	○特別勘定の運用実績(ユニットプライス) 等
特別勘定の現況	年1回	○1事業年度内における特別勘定の詳細

### 【アクサ生命のサービス】



電話で…

お問合せ先	受付時間	受付内容
カスタマーサービスセンター TEL 0120-153-193	平日9:00～17:00 (土・日・祝日および 12/31～1/3を除く)	各種お問合せ ○積立金額 等 各種お手続きに関する書類請求 ○契約内容変更 ○解約 ○住所変更 等



インターネットで…

URL	情報更新時期	掲載内容
<a href="http://www.axa.co.jp/life/">http://www.axa.co.jp/life/</a>	毎営業日	○ご契約内容 ※このインターネットでの情報提供を受けるためには、インターネット利用規定に同意の上、インターネットサービスのご利用をお申し込みいただくことが必要となります。 インターネット利用規定およびインターネットサービスご利用の申込書は、保険証券に同封されています。
	毎営業日	○ユニットプライス
	年12回	○運用実績レポート
	年1回	○特別勘定の現況:1事業年度内における特別勘定の詳細
	年1回	○決算報告書:アクサ生命の1事業年度内における決算報告書

## ご契約にあたって再度ご確認ください事項

### 【再度ご確認ください事項】

#### クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)の対象となります。

お申込み後、ご契約内容にご納得がいけない場合、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除のお申出\*をいただいた場合には、お払い込みいただいた一時払保険料を全額返戻いたします。

\*ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除の意思を表示した書面(封書)をアクサ生命に発信(8日以内の消印有効)いただくことをいいます。

#### アクサ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日、または、契約日からその日を含めて8日目(その日が休業日にあたる場合には、翌営業日)のいずれか遅い日の日末に、一時払保険料から契約初期費用(5%)を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。

特別勘定繰入日は、ご契約をお申し込みいただいた日、または、一時払保険料をお払い込みいただいた日ではありませんので、ご注意ください。

#### 受取総額保証金額が最低保証されるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限られます。受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。

特別勘定終身年金以外の受取方法で年金をお受け取りいただく場合や、積立期間(運用期間)中にご契約を解約する場合、もしくは、年金支払期間中に積立金額を一括でお受け取りいただく場合には、受取総額保証金額ではなく積立金額を基準とした受取額となるため、一時払保険料を下回る場合があります(最低保証はありません)。

#### 毎年の特別勘定終身年金額は、通常は一定額となります。既払年金累計金額が基本保険金額(一時払保険料)もしくは受取総額保証金額を上回るまでには長期の期間を要しますので、長期の運用、長期のお受取りを前提に本商品をご検討ください。

#### 年金支払開始日以後における既払年金累計金額と被保険者がお亡くなりになった場合の死亡一時金額の合計金額、および、積立期間(運用期間)中における死亡給付金額の最低保証は、アクサ生命が行ないます。

受取総額保証金額は、あくまでも、年金支払開始日以後に年金受取人に年金でお受け取りいただくことを前提とした保証金額です。積立期間(運用期間)中にご契約を解約する場合、もしくは、年金支払期間中に積立金額を一括でお受け取りいただく場合の払いもどし金額には、最低保証はありません(一時払保険料を下回る場合があります)。

### 【最低保証のお取扱い】

	積立期間(運用期間)中	年金支払期間中
解約または一部解約、一括支払または減額をした場合	積立金額が払いもどされるため、 <u>払いもどし金額は、一時払保険料を下回る場合があります(最低保証はありません)</u> 。	積立金額(年金支払日の前日末に、積立金額から毎年の年金額を控除します)が払いもどされるため、 <u>払いもどし金額は、一時払保険料を下回る場合があります(最低保証はありません)</u> 。
被保険者がお亡くなりになった場合	被保険者がお亡くなりになった日における以下のうち最も大きい金額を、死亡給付金としてお受け取りいただけます。  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">ロールアップ保証金額</div> <div style="background-color: #ff8c00; color: white; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">ラケット保証金額</div> <div style="background-color: #4682b4; color: white; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">積立金額</div> </div> <p>※ご契約の一部解約をした場合には、ロールアップ保証金額、ラケット保証金額も、一部解約前の積立金額に対する一部解約後の積立金額の割合と同一割合で減額されます。</p> <p style="text-align: right;">→くわしくは、P11、16をご覧ください。</p>	被保険者がお亡くなりになった日における以下のうちいずれか大きい金額を、死亡一時金としてお受け取りいただけます。  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #8b4513; color: white; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">受取総額保証金額から既払年金累計金額を控除した金額</div> <div style="background-color: #4682b4; color: white; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">積立金額</div> </div> <p>※受取総額保証金額の減額をした場合には、減額前にお受け取りいただいている既払年金累計金額も、減額前の受取総額保証金額に対する減額後の受取総額保証金額の割合と同一割合で減額されます。</p> <p style="text-align: right;">→くわしくは、P12、16をご覧ください。</p>
年金をお受け取りいただく場合	(積立期間(運用期間)中は年金のお支払いはありません)	年金支払開始日における毎年の年金額の算出の基準となる受取総額保証金額は、以下のうち最も大きい金額となり、その金額は最低保証されています。  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">ロールアップ保証金額</div> <div style="background-color: #ff8c00; color: white; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">ラケット保証金額</div> <div style="background-color: #4682b4; color: white; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">積立金額</div> </div> <p>*①年金支払開始日における金額です。 *②年金支払開始日の直前の契約応当日における金額です。 *③年金支払開始日前日における金額です。 ※受取総額保証金額の減額をした場合には、減額後の毎年の年金額は、減額後の受取総額保証金額をもとに改めて算出した金額となります。</p> <p style="text-align: right;">→くわしくは、P3~6、16をご覧ください。</p>
年金の種類を一般勘定年金に変更した場合	一般勘定年金は変更時の積立金額を年金原資とするため、 <u>その既払年金累計金額は、一時払保険料を下回る場合があります(最低保証はありません)</u> 。	一般勘定年金は変更時の積立金額を年金原資とするため、 <u>その既払年金累計金額と、特別勘定終身年金での既払年金累計金額との合計金額は、一時払保険料を下回る場合があります(最低保証はありません)</u> 。